

京都市社会福祉審議会(平成25年7月1日)の開催にあたっての意見

京都市社会福祉審議会
会長 森 洋 一 様

平成25年7月1日
市民公募委員 仙田 富久

本日、本審議会本会議が開催されるにあたり、事務局に対しては出席させていただく旨の回答はいたしました。あらかじめ示された日程案では、会議自体の時間は正味90分間しか確保されていず、例によってこの場での十分な審議を行っていただくには、極めて不足であると感じます。

したがって、席上で趣旨説明の時間を費やすより会議での議論をより実りの多いものとしていただくため、事前に市民公募委員としての私の所見を下記のとおり文書にまとめましたので、各委員の諸先生方にも御配布いただきたく、取り急ぎ申し出ます。

記

(会議の開催日程及び議案の配布)

- ・開催案内が手元に届いたのは開催日の一週間前、審議会資料(議案内容)に至っては一昨日のことであり、委員各位にあつては出席のための日程調整や議案内容検討の時間の確保が極めてタイトであったと思います。
- ・市長からの諮問に答え、現委員の任期中(7月13日までとお聞きしました)にどうしても答申を出さねばならないとの日程が先行し、審議会や専門分科会の開催日程に無理が生じていたのではないかと危惧します。

(これまでの会議の内容)

- ・3年間の任期の中で今回がやっと3回目。しかも、過去2回は、行政当局からの説明等に過半の時間を要し、全体会議での各委員の発言は事実上制限され、2回目の会議については所属する専門分科会ごとに分かれての協議もありませんでした。
- ・3年間は、このペースで行政当局の意向に沿った諮問に対する答申や意見具申を行うのみであったとの感はぬぐえません。
- ・これで、この3年間市民からの信託を得て、本市の福祉行政全体の重要事項に参加することができたのか、社会福祉法第7条に規定する審議会の目的を果たせていたのか、疑問を感じるどころです。

(市民公募委員として)

- ・市民公募委員は、本市市民参加推進条例の規定に基づき、審議会の議論に参加させていただいているものと理解しています。
- ・しかし、前述のような本会議経過を振り返れば、果たして条例や本市が定める「市民参加を勧めるための審議会等運営ガイドブック」が求める水準が十分確保できていたのかと問えば、「極めて不十分」と言わざるを得ません。
- ・たしかに、所属を指示された特定の行政分野のみを審議する専門分科会では、かなりの時間発言も保障されたので一市民としての思いを述べることができました。しかし、それはあくまでも「特定の分野」に限ってであり、一市民が京都市の福祉行政に関わって日頃思っていることは、もっと広く、たくさんあるのではないかと思います。
- ・こうした思いは、尋ねてはいませんが私以外の市民公募委員のみなさん全員に共通する不安全感とおもいます。(ましてや、「市民公募委員は原則1期限り。再任はない」との説明を最初にお聞きしたからにはなおさらのことです。)

(「リハビリテーション行政の今後の在り方」に対して)

- ・そうした思いを下敷きに、一昨日送付いただいた上記答申(案)を拝見しました。
- ・全体から受ける印象として、まず「文章が硬いな」ということです。
- ・表題の「在り方」という漢字交じりの単語が、私たちが所属した「福祉施策のあり方検討専門分科会」や意見具申した「市営保育所の今後のあり方」と統一が取れていません。
- ・私たちが「福祉施策のあり方検討専門分科会」でとても大切にして表記について論議をした、「障害のある子どもたち」についても、失礼ながら「無神経」にも「障害児」という表現(p.17)がされています。
- ・また、リハビリテーションという「障がい除去または軽減して、障がいのある方が社会に再び参加したりインテグレーションを実現する」中身での論議で、「障害者自立支援法」等の国民的議論の中で問題になったのと同じ「施策により利益を受ける方」(p.11)という表現が無神経にも用いられています。
- ・「都道府県が市町村や住民より上にある」との誤った理解を生じさせないために、何十年も以前から京都府においては使用しないこととしている「府下」(p.18)なる用語が、これも「無神経に」使用されています。
- ・日本語文法の表現としても、「この理由は」との記載の後、段落を変えて「その他の理由としては」として別な事項が述べ(p.25)られていて、同等の列举なのか、特別な位置づけの違いがあるのかなどと読むものにあらぬ疑問を抱かせます。
- ・時間的な制約から、ざっと斜め読みしただけですべてを言い尽くしているとはとても言えませんが、気がついただけでも以上の問題点を感じました。
- ・事務局としてはタイトな日程の中で随分ご苦勞いただいたであろうし、当該専門分科

会でも一応の文案検討がなされたところでしょうが、このような個別の問題点を目にする、答申案全体にもいかにスケジュールに追われて不十分さが残ったのではと思わざるを得ません。

- ・私たちが所属した「福祉施策のあり方検討専門分科会」では、今回の「答申」より一段グレードの低い「意見具申」を提出するため、合計14回の分科会審議を行った経過があります。それと比べても、専門分科会で十分な審議と答申案文についての検討が尽くされたのかという疑問を率直に抱きます。

(京都府保険医協会の意見書)

- ・さて、前後して京都府保険医協会垣田理事長様から審議会委員あての意見書が私の元にも届きました。
- ・委員各位の手許にも届けられていると拝察しますので、内容の繰り返しはいたしません。が、リハビリテーション医療を現場で施される専門職である保険医としてのお立場から、「市のリハビリ行政推進にとって取り返しのつかない決定的なもたらす内容」との強い危惧を表明されています。
- ・意見書はまた、私ども委員に対しては、「答申案の取り扱いに関する熟慮」を求めておられます。

(まとめ)

- ・前々項の疑問点に加えてこうした医学の専門家からの意見をお聞きすると、本会議に提案されている「案」を京都市社会福祉審議会の名において正式答申することには、審議会の使命に照らしても無責任であり賛成いたしかねます。
- ・そこで、意見書を受けての私の意見ですが、まず、本日の本会議では、専門分科会での議論に参加されていない医師である本審議会委員の先生方からの意見をお聞きすべきであると思います。
- ・その上で、当該施策の直接の受け手である障害のある市民のみなさん等からの公聴会やアンケート集約などを行い、十分に市民参加の手順を踏んでいただきたい。
- ・そして、答申のとりまとめについては、「現委員の任期中」にはこだわらず、次期の委員(専門分科会は再度任命)により十分な議論を尽くしていただき、「立派なものがあった」と市民に誇りうる内容まで充実させてほしいと願うものです。

以上